組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
					連合会・職員団体・組合			
長期組合員	43.5/1,000	1.04/1,000	6.69/1,000	1.15/1,000	43.5/1,000	1.04/1,000	6.69/1,000	1.15/1,000
短期組合員	43.5/1,000	1.04/1,000	6.69/1,000	1.15/1,000	43.5/1,000	1.04/1,000	6.69/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	87.0/1,000	2.08/1,000	13.38/1,000	2.30/1,000				

2　［略］

3　法第99条第２項第４号の規定による掛金及び負担金の額は、連合会の定款の定めるところによる。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
				連合会・職員団体・組合		
長期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000
短期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000
任意継続組合員	78.2/1,000	2.08/1,000	18.48/1,000			

2　［略］

3　法第99条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、連合会の定款の定めるところによる。

備考　表中の［　］の記載は、注記である。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

令和８年３月31日　　内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　高市　早苗

第29条第１項中「第２号及び第４号」を「第２号、第３号及び第５号」に改め、同項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000
短期組合員	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	76.80/1,000	2.08/1,000	8.84/1,000	2.30/1,000				

第29条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000

第29条第３項中「1.17/1,000」を「1.11/1,000」に改め、同条第５項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。